

厚生労働省発年 0329 第 13 号
令和 6 年 3 月 29 日

財 務 大 臣
鈴 木 俊 一 殿

厚 生 労 働 大 臣
武 見 敬 三
(公 印 省 略)

令和 6 年度における厚生年金保険法第 43 条の 2 第 1 項第 2 号イに
規定する標準報酬平均額及び同号イに規定する率について (報告)

厚生年金保険法 (昭和 29 年法律第 115 号) 第 100 条の 3 第 2 項及び厚生年金
保険法施行規則 (昭和 29 年厚生省令第 37 号) 第 89 条の 3 第 2 項の規定に基づ
き、令和 6 年度における厚生年金保険法第 43 条の 2 第 1 項第 2 号イに規定する
標準報酬平均額及び同号イに規定する率を別紙のとおり報告する。

別紙

1 厚生年金保険法第 43 条の 2 第 1 項第 2 号イに規定する標準報酬平均額

令和元年度 386,216 円

令和 4 年度 393,554 円

2 厚生年金保険法第 43 条の 2 第 1 項第 2 号イに規定する率

1.019

厚生労働省発年 0329 第 14 号
令和 6 年 3 月 29 日

総 務 大 臣
松 本 剛 明 殿

厚 生 労 働 大 臣
武 見 敬 三
(公 印 省 略)

令和 6 年度における厚生年金保険法第 43 条の 2 第 1 項第 2 号イに
規定する標準報酬平均額及び同号イに規定する率について (報告)

厚生年金保険法 (昭和 29 年法律第 115 号) 第 100 条の 3 第 2 項及び厚生年金
保険法施行規則 (昭和 29 年厚生省令第 37 号) 第 89 条の 3 第 2 項の規定に基づ
き、令和 6 年度における厚生年金保険法第 43 条の 2 第 1 項第 2 号イに規定する
標準報酬平均額及び同号イに規定する率を別紙のとおり報告する。

別紙

1 厚生年金保険法第 43 条の 2 第 1 項第 2 号イに規定する標準報酬平均額

令和元年度 386,216 円

令和 4 年度 393,554 円

2 厚生年金保険法第 43 条の 2 第 1 項第 2 号イに規定する率

1.019

厚生労働省発年 0329 第 15 号
令和 6 年 3 月 29 日

文部科学大臣
盛山 正仁 殿

厚生労働大臣
武見 敬三
(公 印 省 略)

令和 6 年度における厚生年金保険法第 43 条の 2 第 1 項第 2 号イに
規定する標準報酬平均額及び同号イに規定する率について (報告)

厚生年金保険法 (昭和 29 年法律第 115 号) 第 100 条の 3 第 2 項及び厚生年金
保険法施行規則 (昭和 29 年厚生省令第 37 号) 第 89 条の 3 第 2 項の規定に基づ
き、令和 6 年度における厚生年金保険法第 43 条の 2 第 1 項第 2 号イに規定する
標準報酬平均額及び同号イに規定する率を別紙のとおり報告する。

別紙

1 厚生年金保険法第 43 条の 2 第 1 項第 2 号イに規定する標準報酬平均額

令和元年度 386,216 円

令和 4 年度 393,554 円

2 厚生年金保険法第 43 条の 2 第 1 項第 2 号イに規定する率

1.019